

茨城県報 第6384号

昭和50年12月15日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
●青少年に有益な興行の推奨(青少年課).....	1
●青少年に有害な興行の指定(").....	2
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課).....	3
●結核予防法に基づく医療機関の指定及び指定の辞退(保健予防課).....	4
●土地改良区設立の認可(農地管理課).....	4
●土地改良区設立当時の役員である旨の届出(").....	4
●換地計画の適当決定(").....	5
●道路の区域変更(道路維持課).....	5
●道路の供用開始(").....	6
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	6

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

●第14回鹿島臨海工業地帯開発組合議会定例会の招集.....	6
--------------------------------	---

公 告

●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課).....	7
●潮来都市計画新内州土地区画整理事業の事業計画の変更(").....	7
●道路位置の指定(建築指導課).....	8

(公安委員会)

●猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催.....	8
-----------------------------	---

告 示

茨城県告示第1265号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第6条の規定により、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹内 藤 男

推奨番号	種類	題 名	製 作 社 名	配 給 社 名	備 考
14	映 画	マイ・ウェイ	コロムビア映画	同 左	推奨区分 高校生・ 勤労青少年 以上

茨城県告示第1266号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和50年12月15日

指定番号	種類	題名	製作社名	配給社名
438	映画	東京ふんどし芸者	東映	同 左
439	"	新妻地獄	日活	"
440	"	日活ニュース 〈新妻地獄〉	"	"
441	"	淫夢 THE KEYHOLE	デンマーク, セン トルムフィルム	富士映画
442	"	ポルノ秘密警察 シャロンケリー・2 LOVELUST&VIOLENCE	米, Nメイゼル プロ	東映洋画部
443	"	日活ニュース 〈新・東京エマニエル夫人〉 〈個人教授〉	日活	同 左
444	"	東京エマニエル夫人 個人教授	"	"
445	"	濡れた果肉 NOT JUST ANOTHER WOMAN	米, エクストラバガ ン・フィルム	富士映画
446	"	新未亡人下宿 奥の間貸します	ワタナベ・プロ	日活
447	"	新宿マツサージ 売春嬢殺し	関東ムービー	同 左
448	"	白い牝猫 真昼のエクスタシー	日活	"
449	"	処女エマニエル 裸の貴婦人	日本シネマ	"
450	"	うごく痴漢車	関東映画(株)	ジョイパックス フィルム
451	"	24時間の情事 絶叫	東映ビデオ	同 左
452	"	女高生◎校外セックス	国映	"
453	"	世界淫欲トルコ風呂	—	東映洋画部
454	"	淫婦 3.AM	米, ダミアーノ・ プロ	東京第一フィル ム
455	"	当り屋強カン魔	東都映画	同 左
456	"	アレを怪我した女高生	東活プロ	"
457	"	痴漢に燃えた女	田園プロ	"
458	"	発禁・肉蒲団	日活	"
459	"	若妻・花卉のうずき	大東映画	"

460	"	好色アパート花盛り	影山企画	"
461	"	女唇のわななき	プロ鷹	ジョイパックス イルム

茨城県告示第1267号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹内藤男

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
医 科					
012,182,2 50.11.1	内科江幡医院 仮診療所	内	水戸市上水戸 3-5-26	江幡広松	新築移転 (上水戸3-5- 22→上水戸 3-5-26)
412,034,1 "	大和田病院	内,外	真壁郡明野町海老 ヶ島926	大和田 勇	組織変更 (医院→病院)
072,022,7 50.11.9	山中医院	"	結城市結城308	山中忠夫	再指定
歯 科					
023,048,8 50.11.4	歯科石井医院	歯	日立市国分町 3-10-9	石井謙二郎	再指定
083,009,7 50.11.2	中村歯科医院	"	竜ヶ崎市大徳町613	中村忠雄	"
363,020,5 "	河原歯科医院 出張診療所	"	鹿島郡大洋村及上 1685	河原武男	"
413,010,6 "	大畠歯科医院	"	真壁郡関城町辻 1332	大畠 博	"
413,011,4 "	荻野 "	"	" " 関本 下1750-1	荻野 栄	"
薬 局					
114,014,8 50.11.15	(有)倉持薬局	調 剤	水海道市栄町 2680-2	新藤竜也	新規
144,008,4 "	ユニオン "	"	高萩市島名 2159-24	ユニオン商事株 式会社 根本 忠 浩	"

茨城県告示第1268号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
根 本 医 院	久慈郡金砂郷村久米230	50. 12. 1

(辞 退)

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
根 本 医 院	久慈郡金砂郷村花房245	50. 11. 30

茨城県告示第1269号

岩井市大字馬立1011に事務所を置く弓馬田土地改良区の設立を土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により昭和50年12月4日認可したから、同条第3項の規定により公告する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1270号

弓馬田土地改良区から次の者が設立当時の役員である旨届け出があつたから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所	氏 名	摘 要
岩井市大字馬立73の2	野 口 三 郎	理 事
" " 1085	神 矢 正	"
" " 1011	古 矢 輝 行	"
" " 801	古 矢 松 三 郎	"
" " 883	古 矢 和 一 郎	"
" " 1365	神 矢 忠 重	"
" " 559	亀 矢 邦 彦	"
" 大字弓田2899	谷 上 和 市	"
" " 2894—1	染 谷 幸 男	"
" " 2894	染 谷 泰 祐	"

"	"	2846-3	染谷	明	"
"		大字幸田新田4262-9	立沢	角太郎	"
"	"	317-3	藤森	慶治	"
"		大字平八新田1-2	染谷	対三郎	"
"		大字馬立1161-2	古矢	昭吾	監事
"		大字弓田2816	谷上	政之助	"
"		大字幸田新田356	大沢	清	"

茨城県告示第1271号

昭和50年7月30日付で認可申請のあつた共同施行原東部地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹内藤男

- 縦覧に供する書類
換地計画の写し
- 縦覧の期間 昭和50年12月22日から昭和51年1月16日まで
- 縦覧の場所 千代川村役場

茨城県告示第1272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和50年12月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹内藤男

- 道路の種類 県道
- 路線名 水戸鉾田佐原線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字串挽字道合 399の2番地から	旧	最大 ^{メートル} 9.0	2,550.0	
		最小 4.0		
鹿島郡鉾田町大字高田字本郷 443番地まで	新	最大 41.5	2,116.0	
		最小 11.0		

茨城県告示第1273号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和50年12月15日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡鉾田町大字串挽字道合399の2番地から
鹿島郡鉾田町大字高田字本郷443番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年12月15日

茨城県告示第1274号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 施行者の名称 神栖町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿島臨海都市計画公園事業
(平泉児童公園) 2.2.104
- 3 事業施行期間 昭和50年12月15日から昭和51年3月31日まで
- 4 事業地 神栖町大字平泉字作ノ内2638

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第14号

昭和50年12月22日をもって、第4回鹿島臨海工業地帯開発組合議会定例会を、水戸市三の丸茨城県庁内に招集する。

昭和50年12月15日

鹿島臨海工業地帯開発組合
管理者 竹内藤男

公 告

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道 (利根公共下水道) の決定に伴い、利根町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

鹿島臨海都市計画公園 (2. 2. 202 港ヶ丘児童公園) の変更に伴い、鹿島町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

●潮来都市計画新内州土地区画整理事業の事業計画の変更

潮来町が施行する潮来都市計画新内州土地区画整理事業の事業計画の変更について、昭和50年12月15日認可したから都市計画法施行法 (昭和43年法律第 101 号) 第36条第 1 項の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理事業法 (昭和29年法律第 119 号) 第55条第10項において準用する同条第 7 項の規定により次のとおり公告する。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 名 称 潮来都市計画新内州土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 行方郡潮来町大字辻626番地 潮来町役場内
- 3 事業計画認可年月日
昭和44年 3 月15日
- 4 事業計画変更認可年月日
昭和50年12月15日

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和50年12月15日

茨城県知事 竹内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
潮土木指令 第382号	50.12.2	昭和興業(株) 倉川 太郎	鹿島郡大野村大 字中2254-5	鹿島郡大野村中2675- 2, 2676-2, -29	4.00	126.10
下土木指令 第571号	50.12.4	京成電鉄株式 会社 代表取締役 川崎 千春	東京都墨田区押 上1-10-3	下館市大字玉戸字南新 田1611-2, 1612-2	6.00	51.20 (通り抜 け)
" 第572号	"	堀江 正三	下館市大字伊讚 美1216	" 大字下川島字下 寺野823-1	4.60	57.30 "
" 第573号	"	市村 浩一	" 大字西方 1345	" 大字西方字明神 南1752-12	4.10	35.00
" 第574号	"	浜野 健治	" 大字二木 成465	" 大字二木成字稻荷塚 823-11, 13, 14, 15, 16	4.00	31.40
" 第575号	"	(有)萩原建設 代表取締役 萩原 文	真壁郡協和町大 字大島79-1	西茨城郡岩瀬町大字友 部字折笑1843	4.00	35.00
" 第576号	"	金子 力男	下館市大字玉戸 1480	下館市大字玉戸字山ヶ 島1331-12	6.00	85.00
" 第577号	"	田沢ハウス株 式会社 代表取締役 田沢 正敏	東京都渋谷区代 々木3-57-7	結城市大字結城字五本 木10565-2, -3	6.00	22.30
潮土木指令 第384号	50.12.5	平井 英之	鹿島郡鹿島町下 津209-2	鹿島郡鹿島町大字宮中 字神野向27-37	4.00	34.90

(公 安 委 員 会)

●猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の規定に基づく、昭和51年中における猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和50年12月15日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

開催期日 (曜)	開 催 時 間	開 催 場 所	受 講 区 域
1月12日 (月)	受 付 8時30分 講習開始9時0分 講習終了15時0分	水戸市三の丸1-5-21 水戸警察署	茨城県一円
3月10日 (水)			
5月10日 (月)			
7月12日 (月)			
9月10日 (金)			
11月10日 (水)			
2月10日 (火)	同 上	土浦市殿里603 県南農林事務所若しくは 土浦市立田町1-20 土浦警察署	
4月12日 (月)			
6月10日 (木)			
8月10日 (火)			
10月8日 (金)			
12月10日 (金)			

注 土浦市の場合は、開催期日を変更する場合もある。

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1ヵ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 7 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所